

## 説明

- (1) **機関内での検討** 気になる児童を見つけた時は、機関内等で検討してください。
- (2) **見守りと経過観察** 見守りと経過観察は、どのような状況においても大切で、所属機関の重要な役割になります。所属がない場合は、ケース会議等を通じて、役割を決めて行くことが必要です。
- (3) **相談・通告** 見守り・経過観察をおこなっていく中で、今後の指導・援助についての助言が必要と感じた時、あるいは、危険性が高いと思った場合は、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談をおこなってください。
- (4) **助言** 相談を受けた枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターでは、所属機関・発見機関に対して、指導・援助への助言をおこないます。
- (5) **児童の保護** 大きなケガや生命に危険が及ぶと考えられる等、緊急性が高いと判断した場合は、中央子ども家庭センターが直ちに児童の保護をおこないます。
- (6) **機関連携** 相談を受理した機関より、関係機関に対して、情報の提供等の協力を依頼する場合があります。児童虐待問題連絡会議の実務者会議では、情報交換やケースの総合的な把握を行っていきます。又、定期的に全ケースの管理を行い、各機関の見守り状況を確認します。
- (7) **個別ケース会議** 所属機関・発見機関だけでの対応が困難な場合は、関係機関が集まりケース会議を開催します。この時の主な目的は、「危険度やケース概要を共有する」「役割分担を決め支援を実施する」ことです。招集については、枚方市子育て支援室（家庭児童相談室）、中央子ども家庭センターに相談してください。

### 《個別ケース会議のポイント》

- ・ケースの状況を報告し合い、概要を共有する。
- ・緊急度や虐待の重症度を決定する。
- ・機関ができる具体的な援助内容を出し合い、役割分担を確認し合う。
- ・緊急時の対応と情報を取りまとめる機関等について、決定を行なう。

- (8) **支援の実施** ネットワークでの役割分担に基づき支援を実施します。この時に、それぞれの機関は、自分の役割分担については責任を持って協力します。また、所属機関・発見機関の役割は「危険度の判断」「児童の観察（モニタリング）」「保護者に対する指導及び支援」になります。

〔平成 18 年 6 月 15 日制定〕  
〔枚方市要綱第 65 号〕

(設置)

第 1 条 枚方市における児童虐待に係る事例について、地域の各関係機関等の連携及び連絡を密にして対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として、枚方市児童虐待問題連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所管事項)

第 2 条 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムについて検討すること。
- (2) 被虐待児童の実態を把握すること。
- (3) 被虐待児童に対する具体的援助の内容について意見交換を行うこと。
- (4) 児童虐待に係る啓発活動を行うこと。
- (5) 被虐待児童に係る連絡調整を行うこと。

(構成員)

第 3 条 連絡会議は、次に掲げる機関等の代表等をもって構成する。

- (1) 枚方市福祉事務所
- (2) 枚方市福祉部子育て支援室
- (3) 枚方市福祉部障害福祉室
- (4) 枚方市立保健センター
- (5) 枚方市教育委員会
- (6) 市立枚方市民病院
- (7) 大阪府中央子ども家庭センター
- (8) 大阪府枚方保健所
- (9) 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター松心園
- (10) 枚方警察署
- (11) 枚方寝屋川消防組合
- (12) 枚方市医師会
- (13) 枚方市民生委員児童委員協議会
- (14) 枚方市私立保育連絡協議会
- (15) 枚方市私立幼稚園園長会
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関等

2 前項に規定するもののほか、弁護士その他市長が適当であると認める者は、連絡会議の構成員とする。

(会議の種類)

第4条 連絡会議は、代表者会議及び実務者会議に分ける。

- 2 代表者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の代表者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち総括的事項を担当する。
- 3 実務者会議は、前条第1項各号に掲げる機関の実務担当者及び同条第2項に規定する者のうち市長が適当と認めるもので構成し、第2条の所管事項のうち具体的事項を担当する。

(会議の運営)

第5条 代表者会議及び実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 代表者会議及び実務者会議は、座長が招集する。
- 3 座長は、会議の進行を担当する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するものが代行する。

(運営会議)

第6条 代表者会議及び実務者会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、第3条第1項第2号、第7号及び第8号の機関の職員で構成する。
- 3 運営会議は、代表者会議及び実務者会議の運営に関し、必要な事項について協議を行うものとする。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別具体的な児童虐待の事象に迅速かつ柔軟に対応するため、個別ケース検討会議を置くことがある。

- 2 個別ケース検討会議は、必要に応じて、対応する事象について運営会議に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 代表者会議、実務者会議、運営会議及び個別ケース検討会議を構成する者は、正当な理由がなく、当該会議（所管事項の遂行に伴う活動を含む。）を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、枚方市福祉部子育て支援室とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市児童虐待問題連絡会議設置要綱（平成17年枚方市要綱第27号）は、廃止する。

<p>大阪府門真市</p>	<p>ネットワーク設置年月日：H2. 11 協議会設置（移行）年月日：H18.2.27</p>																				
<p>人口： 133,924人 (H19.3.1現在)</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：18,842人 (19.3.1現在)</p>																				
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：健康福祉部子ども育成室子育て支援課、5名</p> <table border="0"> <tr> <td>◎職員A</td> <td>ケースワーカー</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員B</td> <td>保健師</td> <td>常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>認定心理士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員D</td> <td>社会福祉士</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> <tr> <td>職員E</td> <td>相談員</td> <td>非常勤</td> <td>・兼任</td> </tr> </table>		◎職員A	ケースワーカー	常勤	・兼任	職員B	保健師	常勤	・兼任	職員C	認定心理士	非常勤	・兼任	職員D	社会福祉士	非常勤	・兼任	職員E	相談員	非常勤	・兼任
◎職員A	ケースワーカー	常勤	・兼任																		
職員B	保健師	常勤	・兼任																		
職員C	認定心理士	非常勤	・兼任																		
職員D	社会福祉士	非常勤	・兼任																		
職員E	相談員	非常勤	・兼任																		
<p>協議会の構成およびメンバー： ◎協議会の構成は、別紙「門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱」を参照。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○代表者会議 1回</li> <li>○実務者会議 15回</li> <li>○個別ケース会議 23回</li> </ul>																					
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 (どのようにレベルアップを図ってきたのか。)</p> <p>①設立まで：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成2年11月、大阪府の「被虐待児地域処遇モデル事業」（以下、「モデル事業」という。）のモデル市指定を受け、『要保護児童処遇調整会議』が発足。</li> <li>○モデル事業は、大阪府が昭和63年に実施した被虐待児童のケアに関する調査により作成された「被虐待児の早期発見と援助のためのマニュアル」に基づき、①児童虐待の発生予防、早期発見、早期処遇のためのシステム作り、②児童虐待に関する啓発を行うということであった。</li> <li>○児童相談所、保健所、家庭児童相談室の担当者は、モデル事業の間だけでなく、地道に長続きするような、実際に役に立つ会議にしたいと考えた。</li> </ul>																					

## ②設立後当初：

- 市の実態把握から始め、3機関で関わっている事例を「虐待ではないか？」という視点で見直した。身体的虐待だけでなく、育児下手や養育不安の大きい親、養護相談の中のネグレクトなど、虐待を幅広く考えて事例を詳細に検討したところ、各機関によってあがってくる事例に特徴があり、事例の見方、対応の仕方に違いがあることがわかり、視野を広げることができた。また、問題が複雑に絡み合っている事例など、1機関では担いきれないことがわかり、ネットワークの必要性が実感された。この作業の中で、児童虐待を見る目が徐々に養われてきた。
- 平成4年度のモデル事業終了後も、事業を継続し、大阪府こころの健康総合センターのオブザーバー参加も得るなど、関係者の技術の向上や日常的な援助システムの確立を目的として、月1回の定例会議を開催。

## ③経過

- 平成7年度には、事業継続のために「門真市要保護児童処遇調整会議設置要綱」（平成7年12月1日施行）（以下、「処遇調整会議」という。）を定め、事務局は児童課家庭児童相談室が担った。
- 同年、より幅広い関係機関との広域的な連携を深め、地域特性や実態に即した予防発見からサポートに至るシステムの構築を目指して拡大会議も開催した。参加機関は、医師会、警察署、消防署、民生委員児童委員、社会福祉協議会、学校、幼稚園、保育園、市関係者（福祉政策課、健康増進課、児童課、保護課、障害福祉課、教育委員会）、保健所、子ども家庭センター、こころの健康総合センター等である。連絡調整は保健所が行った。
- 平成15年度に、構成機関に教育委員会を加え、会議名称を「門真市要保護児童連絡調整会議」に改正した（平成15年4月1日施行）。
- 平成17年4月に児童福祉法が改正され、市町村が児童虐待の通告窓口となり、児童家庭相談に応じることが市の業務と明記されたことを受けて、児童虐待防止ネットワークを、児童虐待の予防と早期発見、早期支援を目的に、要保護児童対策地域協議会へと移行した。（会議名称は変更なし）設置要綱は平成18年1月23日施行

## ④協議会への移行1年目：（平成17年度）

- 7月に実務者による会議において、児童福祉法改正に伴う市町村の役割について研修を実施、協議会化について検討した。前述のとおり、平成18年1月23日より門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱を施行し、平成18年2月27日代表者会議の開催をもって移行日とした。
- 代表者会議では、門真市の児童虐待についての実態報告、「児童福祉法改正における市町村及び関係機関等の役割」というテーマでの講演、参加機関の一部からの報告を行った。

○関係機関で情報を共有するケースの台帳を作成し、状況を把握するため、「要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シート」（在宅アセスメント研究会：加藤曜子他）を門真市用に改訂し、各機関がアセスメント票をもちよることとした。また、それらの情報を電子データ化し、データベースで管理（アセスメントを含む）するようにした。アセスメント票の記載については、研修を実施した。

⑤2年目：（平成18年度）

- 実務者会議では、ほぼ毎月ケースの進捗状況を把握した。支援の必要なケースを見落とすことのないよう、アセスメントの程度順に名簿管理するなど、効率的で有効な進捗管理を試行した。
- 実務者会議では、ケースの進捗管理のほか、スーパーバイザーをまねいた事例検討（4回）、「在宅アセスメント指標シートの活用について（加藤曜子講師）」などの児童虐待防止スーパーバイズ研修（3回）、市民向けの「CAP（子どもの暴力防止プログラム）研修会」などの児童虐待防止啓発研修（3回）を実施した。
- 代表者会議では、「地域における子育て支援～虐待予防に新しい視点を～（原田正文講師）」というテーマで講演、門真市の児童虐待の現状報告、各機関からの活動報告などを行った。

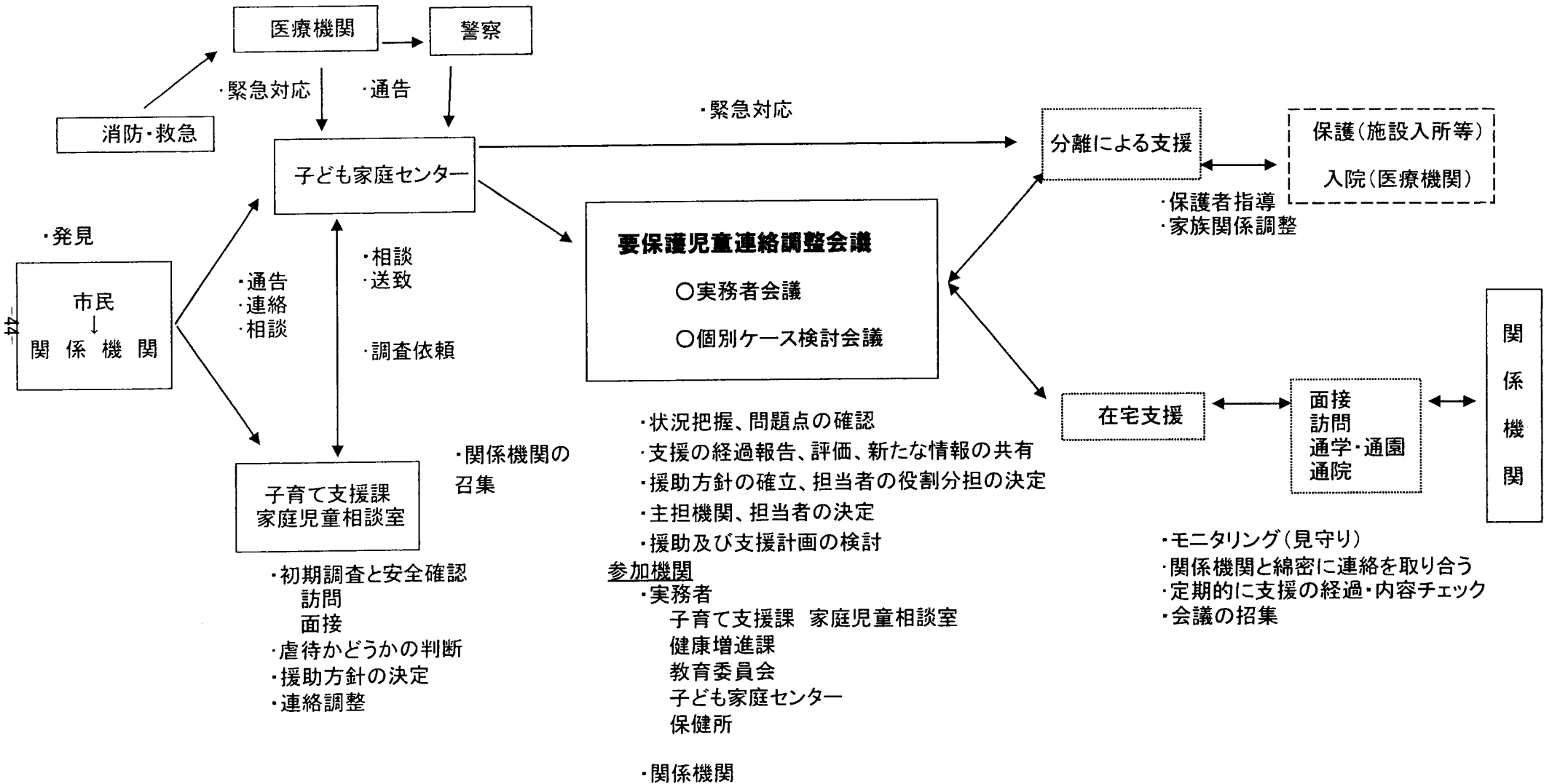
（2）ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- 前述のとおり、各関係機関で児童虐待事例としてあげる事例には特徴があり、虐待を捉える見方やかかわり方に違いがあることがわかった。そのことにより、視野が広がったり、多様な支援が可能になった。
- また、市内の主要な関係機関とのつながりができ（代表者会議など）、虐待の通告がスムーズになった。

（3）その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- 「子どもが虐待を受ける前に、親が虐待に至る前に支援する施策や体制を整えることが大切である。」ということ、各機関で確認しあうことで、会議の意義が明確になると思う。
- 多くの目で見守ることが必要であり、機関連携が必要不可欠であることが多くの機関に理解されつつあるので、各機関の職員同士が顔を合わせるなど、できることからまず始めることが大切だと思う。

# 関係機関による援助の流れ



## 門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱

(設置)

**第1条** 要保護児童（児童虐待防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた者をいう。以下同じ。）の早期発見及びその適切な保護を行うにつき、地域の各関係機関の連携及び連絡を密にして対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、門真市要保護児童連絡調整会議（以下「要保護会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 要保護会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待に関する広報及び啓発活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

**第3条** 要保護会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、門真市健康福祉部部長の職にある者とし、副会長は、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課長の職にある者とする。
- 3 会長は、要保護会議の会務を総理し、要保護会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(組織)

**第4条** 要保護会議は、次に掲げる会議によって組織する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース会議



(代表者会議)

**第5条** 代表者会議は、別表第1に掲げる機関及び団体の代表者で構成するものとする。

2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 要保護児童の支援に関するシステム全体に関すること。

(2) 実務者会議からの要保護会議の活動状況の報告及び評価に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

3 代表者会議に座長を置き、会長をもって充てる。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

5 代表者会議は、原則として年1回座長が招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(実務者会議)

**第6条** 実務者会議は、別表第2に掲げる機関の実務者で構成するものとする。

2 実務者会議は、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 定期的な情報交換及び個別ケース会議で課題となった点の更なる検討に関すること。

(2) 要保護児童の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。

(3) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。

(4) 要保護会議の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

3 実務者会議に座長を置き、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課の職員をもって充てる。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

5 実務者会議は、原則として月1回座長が招集するほか、必要に応じて招集することができる。

(関係者の出席等)

**第7条** 代表者会議及び実務者会議の座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(個別ケース会議)

**第8条** 個別ケース会議は、当該事例に関し総合的な協議を行うために必要な別表第1に掲げる機関及び団体の実務者及び関係者で構成する。

2 個別ケース会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の援助方針の確立及び担当者の役割分担の決定並びにその共有に関すること。
- (4) 個別の要保護児童を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース会議の設置目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

3 個別ケース会議に座長を置き、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課の職員をもって充てる。

4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

5 個別ケース会議は、座長が必要に応じて招集する。

6 市長は個別ケース会議の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、第1項の規定により構成された実務者及び関係者以外の者に対し、個別ケース会議に出席を求めて意見を聴くことができる。

7 座長は、会議で調整した支援の内容等を必要に応じて実務者会議に報告するものとする。

(名簿の作成)

**第9条** 市長は、第4条各号に掲げる会議を開催したときは、当該会議に出席した者の所属する機関及び団体の名称並びに氏名を登載した名簿を作成し、保管しなければならない。

(守秘義務)

**第10条** 代表者会議、実務者会議及び個別ケース会議に出席した者は、正当な理由がなく、当該会議（所管事項の遂行に伴う活動を含む。）を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(要保護会議の調整機関の指定)

**第11条** 法第25条の2第4項の規定により指定する要保護児童対策調整機関は、門真市健康福祉部子ども育成室子育て支援課とする。

(細目)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、要保護会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月23日から施行する。

(門真市要保護児童連絡調整会議要綱の廃止)

2 門真市要保護児童連絡調整会議要綱(平成7年12月1日施行)は、廃止する。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

別表第1(第5条、第8条関係)

社団法人門真市医師会			
社団法人門真市歯科医師会			
門真市公私立幼稚園協議会			
門真市民間保育園協議会			
門真市民生委員児童委員協議会			
門真市地域子育て支援センター			
大阪府助産師会門真支部			
門真地区人権擁護委員会			
関西医科大学附属滝井病院			
かどま子ども家庭サポーターの会			
社会福祉法人門真市社会福祉協議会			
特定非営利活動法人児童虐待防止協会			
大阪府門真警察署			
守口市門真市消防組合			
大阪府守口保健所			
大阪府中央子ども家庭センター			
大阪府立守口養護学校			
門真市	市民生活部	人権政策室	
	健康福祉部		福祉政策課
			健康増進課
			福祉助成課
			門真市立知的障害児通園施設さつき園
			門真市立肢体不自由児通園施設くすのき園
	子ども育成室	子育て支援課	
		保育課	
		保護課	
	門真市教育委員会事務局	学校教育部	
生涯学習部			生涯学習課
門真市立小中学校校長会			
門真市学校保健会養護教諭部			

別表第2（第6条関係）

大阪府守口保健所			
大阪府中央子ども家庭センター			
門真市	健康福祉部		健康増進課
		子ども育成室	子育て支援課
門真市 教育委員会 事務局	生涯学習部		生涯学習課

<p>兵庫県明石市</p>	<p>ネットワーク設置年月日：H14.11.11          児童健全育成支援システム「こどもすこやか          ネット」に移行：H16.7.21          協議会設置（移行）年月日：H18.1.12</p>
<p>人口：292,081人          （H19.1.1現在）</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：43,474人</p>
<p>調整機関（中心的な職員＝◎）          調整機関の担当課：健康福祉部こども室子育て支援課調整係、8名          職員A（行政職 常勤・兼任） ◎職員B（指導主事〔教諭〕常勤・兼任）          職員C（行政職〔CW〕 常勤・兼任）、職員D（保健師 常勤・専任）、          職員E（行政職 常勤・兼任）、職員F（臨時嘱託〔警察OB〕 常勤・専          任）、職員G・H（家庭児童相談員 非常勤・専任）</p>	
<p>協議会の構成</p> <p>○児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）の全体会（青少年問          題協議会を全体会として位置づけている。）、支援策検討所属長会議、支          援策検討実務者会議を要保護児童対策地域協議会と位置づけている。</p> <p>○モデルのいわゆる代表者会議、実務者会議、個別ケース会議にあてはめ          ると、代表者会議＝全体会、実務者会議＝支援策検討所属長会議、個別ケ          ス会議＝支援策検討実務者会議となる。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み）          ○全体会（青少年問題協議会）：1回          ○所属長会議：6回（2か月に1回）          ○実務者会議：32回（必要があれば随時開催）（21ケース）</p>	
<p>協議会メンバー</p> <p>◎全体会：行政機関、学識経験者、市議議員など</p> <p>○行政機関：市長、助役、教育長、市関係部長、明石警察署長、公          共職業安定所長、こども家庭センター所長、明石健康福          祉事務所長、神戸地方法務局明石支局長、幼稚園代表、          小学校・養護学校長代表、中学校長代表、高等学校長代          表</p> <p>○学識経験者：商工会議所代表、青少年地区愛護協議会代表、連自治          協議会代表、連合PTA、連合子ども会育成連絡協議          会代表、民生児童委員協議会代表、青少年補導委員会代          表、保護司会代表、医師会代表、高年クラブ連合会代表、          保育協会代表など</p> <p>◎所属長会議：市役所関係課の所属長（子育て支援課長、保育課長、          学校教育課長、生活福祉課長、障害福祉課長など）、県          の関係機関（こども家庭センター家庭支援課長、健康福          祉事務所保健指導課長、明石警察署生活安全課長、少年          サポートセンター所長）、医師会代表（精神科医）、民          生児童委員協議会の代表</p>	

◎実務者会議：所属長会議の構成課の実務担当者（ケースにかかわりのある者中心）、ケースを担当する地区民生児童委員、主任児童委員、学校、幼稚園、保育所関係者、ケースにかかわりのあるヘルパー等事業関係者など

(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。  
(どのようにレベルアップを図ってきたのか。)

①設立の手順（○:重点項目 ●黒丸の重点項目の詳細又は補足）

○平成16年4月に健康福祉部こども室子育て支援課が新設され、平成14年に設置していた「児童虐待防止ネットワーク会議」を発展させ、児童虐待と少年非行に取り組む「児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）」を立ち上げた。

●子育て支援課には、指導主事や警察OBを配置し、教育委員会（学校教育課、教育研究所、青少年育成センターなど）と十分な協議を行い、対象を児童虐待と少年非行、非行からみの不登校とした。

○子育て支援課で運営方法や設置要綱を検討しながら、関係者への理解と協力を求めることに力を注いだ。

○平成16年4月から順次、関係行政機関や各種団体の長に概要説明と協力依頼を行い、その後、各種団体の理事会・役員会や中学校校長会、小・養護学校校長会、幼稚園長会、中学校生徒指導担当者会議、小学校生徒指導担当者会議で概要説明及び協力依頼を行った。

※関係行政機関：県こどもセンター所長、明石警察署長、兵庫県警本部生活安全部長、青少年サポートセンター所長、県明石健康福祉事務所長、中学校代表校長、小・養護学校代表校長、生徒指導担当校長など

※各種団体の長：連合自治協議会会長、高年クラブ連合会会長、連合こども会育成連絡協議会会長、連合PTA会長、青少年補導委員会会長、商店街連合会会長、医師会長、保護司会会長、女性団体協議会会長など

※各種団体の理事会・役員会：連合自治協議会役員会及び理事会、高年クラブ連合会理事会及び総会、女性団体協議会理事会、連合こども会育成連絡協議会理事会、連合PTA役員会、連合こども会育成連絡協議会理事会、民生児童委員協議会代表者会、青少年補導委員会理事会、青少年地区愛護協議会代表者会など

●教育委員会主催で、臨時校長会を開催し、説明及び意見を求めた。

○全体会（代表者会）を新たに設けるかどうか、教育部門と協議した結果、設置目的が似ており、相当数のメンバーが重複する、青少年問題協議会を全体会と位置づけることとし、新たに代表者は設置しなかった。

○子育て支援課で要綱制定や個人情報保護のルールづくりを行い、平成16年7月21日に「こどもすこやかネット」を立ち上げた。

○教育委員会で発行する「明石の教育」の生徒指導の項目に「こどもすこやかネット」を記載してもらい、利用を促進した。

○平成17年2月に開催された青少年問題協議会において、同協議会を「こどもすこやかネット」の全体会とする旨の了承を得た。

#### ②苦勞した点と対応策、理念、日頃心がけている点など

○関係者の理解・協力を得ることに苦勞したが、設立時の対応策は上記記載のとおりである。また、実績報告を年に一度、民生児童委員協議会、地区愛護協議会、PTAなどに対して行っている。

○理念としては、「地域と行政が連携して支援する」であり、行政の中でも、市内部であれば、教育と福祉の連携を重視している。また、こども家庭センター、警察など県関係との連携も重視している。

ケース検討を行う実務者会議には、担当の民生児童委員、主任児童委員の参加を求めている。

#### ③ネットワーク、協議会が設立された背景

○子育て支援が市の重点施策と位置づけられたように、市長のトップダウン的な部分がある。子育て支援課が設置される前から、総務部、健康福祉部や教育委員会が検討を重ね、子育て支援課設置後は、同課が中心になって設立した。

#### ④設立まで

○「関係者の理解・協力を求める。」理解・協力を求めていくべき順序や重要な人物が存在するので、そのポイントを押さえた後で、各種会合において説明を実施した。(多くの関係団体の総会が初夏までに開催されるのでその時期に必ず出席して、説明した。)

○「教育と福祉の連携に努める。」教育委員会を巻き込み、特に学校関係者に対して理解を求めた。学校関係でも押さえるべき順序、人物が存在するので、そのポイントを押さえた後で、校長会、生徒指導担当者会などで説明した。

○守秘義務、個人情報保護の関係で理解を得るため、明石市個人情報保護審議会に諮問を行ったほか、市の顧問弁護士に対しても個人情報保護に関する相談を行い、設置要綱上守秘義務と誓約書の提出を規定するほか、各会議開催時の個人情報保護の説明、個人情報保護のルールづくりなどを行った。

#### ⑤設立後当初

○所属長会議を毎月1回開催し、理解してもらうことに努めた。

○生徒指導担当者会に必ず出席し、PRに努めた。

○教育委員会で発行する「明石の教育」の生徒指導の項目に「こどもすこやかネット」を記載してもらい、利用を促進した。



## ⑥ 1年目

- 全体会：青少年問題協議会において、事例を報告し、連携しての支援についての理解を深めるとともに、青少年問題協議会を全体会として位置付けることについて了承を得た。
- 所属長会議：毎月1回開催し、全検討事例の報告を重ね、理解を求めた。また、所属長会議のあり方について、各委員の意見を2回徴収し、検討した。所属長会議向けに児童虐待防止とネットワークに関する研修会を実施した。
- 実務者会議：会議冒頭には、自己紹介をするとともに、個人情報保護の重要性を毎回説明している。（2年目以降も継続）
  - ・会議録を作成し、所属長会議への報告用まとめも作成した。（2年目以降も継続中）
  - ・健康福祉事務所の協力のもと、同事務所が招聘していた専門家B氏をアドバイザーとして、実務者会議を開催し、参加者のレベルアップを図った。
- 生徒指導担当者会に必ず出席し、PRに努めた。

## ⑦ 2年目

- 専門家C氏をアドバイザーとしてお願いし、所属長会議、実務者会議のメンバーに対してのネットワークに関する講演会を実施。
- アドバイザーA氏を講師として市民向けの児童虐待防止研修会を実施。
- アドバイザーC氏の大学の研修生が作成した児童虐待防止小冊子「わたしはここにいるよ」の増刷を行い、研修会等で配布。
- 「こどもすこやかネットだより」（創刊号）を発行した。
- 「要保護児童対策地域協議会」への移行を、所属長会議からの意見も参考にしながら実施した。
- 所属長会議：所属長会議は2か月に1回とし、個々のケースの検討については、困難ケースへのアドバイスを中心とした。（3年目も同じ）。また、年間計画、研修計画も報告するとともに、要保護児童対策地域協議会への移行についての意見もいただいた。さらに、児童虐待防止マニュアル素案を示し意見をいただいた。
- 実務者会議：アドバイザーを招いての実務者会議を6回開催（アドバイザーA氏1回、B氏5回、C氏2回）し、実務者のレベルアップを図った。

## ⑧ 3年目

- 子育て支援課に正規職員としての保健師（4月から）、ケースワーカー（12月から）を配置し、事務局体制を強化した。
- 児童虐待防止マニュアルを発行し民生児童委員や関係者に配布するとともに、研修会でも活用した。
- 教育と福祉と地域の連携をより進め、児童虐待・少年非行の防止に取り組むための研修会を複数回行った。  
（民生児童委員向け講演会兼事例検討会、教育市民フォーラム、所属長・実務者向け研修会、実務担当者向け事例検討会、幼稚園・保育所関係者向

け児童虐待防止研修会、小学校・中学校関係者向け児童虐待防止研修会など)

○実務者会議:アドバイザーB氏を招いた実務者会議を4回開催するとともに、事例検討会を1回開催し、実務担当者のレベルアップを図った。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

○こどもすこやかネットの一部が要保護児童対策地域協議会に移行しても、実務内容は変化していないが、法的に守秘義務があることと情報提供を求めることができることから、医師や学校などに協力を得やすくなった。

○ネットワークで取り組むことにより、①多面的で柔軟な対応、②情報・支援策の共有、役割分担の明確化による迅速で的確な対応、③支援者同士の支え合いができるようになった。

(3) その他(他の市町村へのアドバイスなど)

①何を準備していけばいいか。

○システム、会議の種類と役割、対象とする児童の範囲などを検討していく。そのために、福祉と教育の連携は欠かせないため、十分な協議が必要である。(本市の場合、市長の目玉施策であり、指導主事が配属されたため、教育と福祉の連携の面ではスムーズであった。)

○先進市の要綱、システム図を入手し、我が自治体にあった、システムを検討すること。

○どのような関係機関に参加してもらうか。

○会議の(特に所属長会議)の位置づけ、役割、メンバーを検討すること

②留意しておくこと

○国のモデルが自分の市に当てはまるとは限らない。

○教育と福祉の連携が大切である。

○設置にあたっては、市民啓発的に、設立記念講演会を実施するのもいいのではないか。

③説明に行く相手など

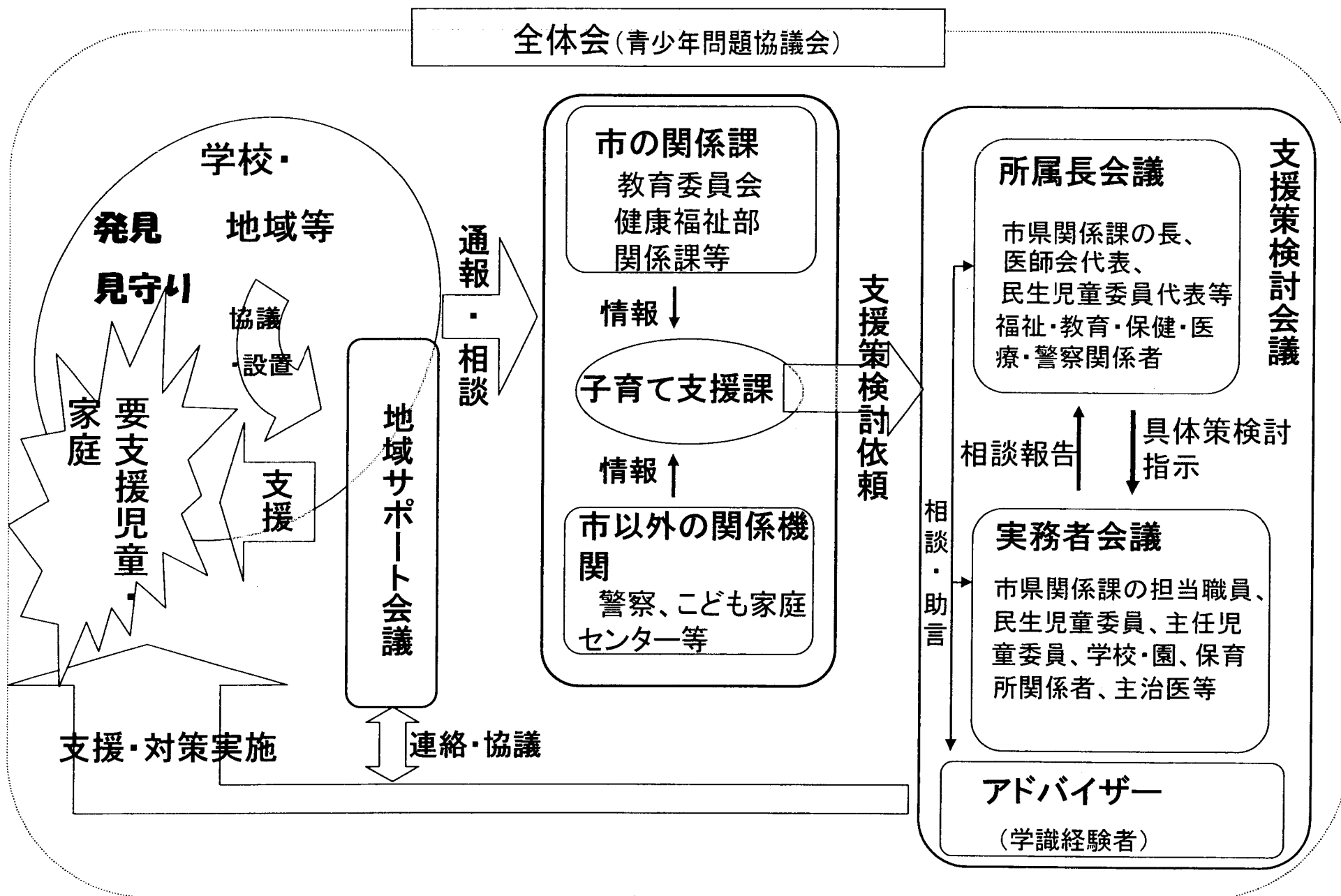
○本市の場合、支援策検討所属長会議(関係課、関係機関の所属長又は代表)を2か月に1度開催しているため、その場で説明ができた。

○全体会である青少年問題協議会委員として新たに委嘱する者には、個別に訪問して説明を行った。

④その他

○当市ではまだ実現していないが、定期的な実務者会議(こども家庭センター、健康福祉事務所、担当課、保健担当課、教育委員会程度)を開催し、こども家庭センターの把握している事案と市の把握している事案を共有し、状況管理も行うことができればよい。

# 明石市児童健全育成システム(こどもすこやかネット)



こどもすこやかネットと要保護児童対策地域協議会のイメージ図

